

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務方法書新旧対比表（抄）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する<u>省令</u>（平成13年内閣府令第93号）第1条に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>（業務運営の基本方針）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 機構は、防衛施設庁並びに駐留軍等及び諸機関（<u>防衛省設置法</u>（昭和29年法律第164号）<u>第4条第25号</u>に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。次条において同じ。）その他の関係機関と緊密な連携を保ち、その業務を適正かつ効率的に運営するものとする。</p> <p>（駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務）</p> <p>第5条 機構は、駐留軍等労働者の福利厚生の実施（法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舍に供される行政財産の管理及び表彰（永年勤続に係るものに限る。）を除く。）に関する業務として次の業務を行う。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 火災その他の災害による駐留軍等労働者の財産の損失又は駐留軍等労働者若しくはその被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）<u>第3条第7項</u>又は船員保険法（昭和14年法律第73号）第1条第3項に規定する被扶養者をいう。）の死亡に係る見舞金の支給に関すること。</p> <p>(3) ~ (8) （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する<u>内閣府令</u>（平成13年内閣府令第93号）第1条に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>（業務運営の基本方針）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 機構は、防衛施設庁並びに駐留軍等及び諸機関（<u>防衛庁設置法</u>（昭和29年法律第164号）<u>第5条第25号</u>に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。次条において同じ。）その他の関係機関と緊密な連携を保ち、その業務を適正かつ効率的に運営するものとする。</p> <p>（駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務）</p> <p>第5条 機構は、駐留軍等労働者の福利厚生の実施（法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舍に供される行政財産の管理及び表彰（永年勤続に係るものに限る。）を除く。）に関する業務として次の業務を行う。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 火災その他の災害による駐留軍等労働者の財産の損失又は駐留軍等労働者若しくはその被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）<u>第1条第2項</u>又は船員保険法（昭和14年法律第73号）第1条第3項に規定する被扶養者をいう。）の死亡に係る見舞金の支給に関すること。</p> <p>(3) ~ (8) （略）</p>